

第4部

支援施策の展開

1 子ども・子育て支援事業の充実を目指して

1 - (1) 教育・保育の区分の設定

教育・保育給付認定には3つの認定区分があり、この区分に応じて、利用できる施設等が決まります。幼児期の学校教育・保育の量の見込みについて、幼稚園、保育所の現在の利用状況及び利用希望を踏まえて、以下の区分で設定します。

区分	対象		該当する施設	町内の該当施設
1号認定	3～5歳	専業主婦(夫)等家庭	幼稚園または認定こども園	幼稚園 さくらんぼこども園幼稚園部
新2号認定	3～5歳	共働き等で幼稚園等を利用する家庭	幼稚園または認定こども園	幼稚園(預かり保育含む) さくらんぼこども園幼稚園部
2号認定		共働き等で保育所等を利用する家庭	保育所または認定こども園	涌谷保育園
3号認定	0～2歳	共働き家庭等	保育所または認定こども園または地域型保育事業所	涌谷保育園 涌谷修紅幼稚舎 さくらんぼこども園保育所部

1 - (2) 施設型給付の充実

① 1号認定

3～5歳児の家庭で、幼稚園等を希望する認定区分です。

教育標準時間認定で、各幼稚園・さくらんぼこども園幼稚園部が該当施設となります。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A) (必要利用定員総数)	160	76	64	58	58	52
確保方策 (B)	360	185	185	185	185	185
幼稚園	360	185	185	185	185	185
過不足 (A - B)	△232	109	121	127	127	133

② 新2号認定

共働き等家庭の3～5歳児で、保育の必要性がある認定区分です。

涌谷町では、幼稚園の預かり保育の長時間化・通年化により方策を確保しているため、「幼稚園＋預かり保育を利用」の量の見込みを新2号認定としています。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A) (必要利用定員総数)	23	134	127	116	110	107
確保方策 (B)	23	175	175	175	175	175
幼稚園	23	175	175	175	175	175
過不足 (A－B)	0	41	48	59	65	68

③ 2号認定

共働き等家庭の3～5歳児で、保育の必要性がある認定区分です。

保育所（さくらんぼこども園保育所部含む）が該当施設となります。

▼量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A) (必要利用定員総数)	112	62	58	58	58	58
確保方策 (B)	114	62	58	58	58	58
保育所	114	46	42	42	42	42
地域型保育施設	0	16	16	16	16	16
過不足 (A－B)	2	0	0	0	0	0

④ 3号認定（0歳児）

共働き家庭等の0～2歳児で、保育の必要性がある認定区分です。

0歳児と1～2歳児で分けて定めます。保育所（さくらんぼこども園保育所部含む）、小規模保育所（地域型保育施設）が該当施設となります。

▼量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A) (必要利用定員総数)	28	22	22	20	20	19
確保方策 (B)	30	22	22	20	20	19
保育所	27	20	19	17	17	16
地域型保育施設	3	2	3	3	3	3
過不足 (A - B)	0	0	0	0	0	0

⑤ 3号認定（1～2歳児）

▼量の見込みと確保方策

(単位：人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A) (必要利用定員総数)	133	111	106	100	93	86
確保方策 (B)	152	108	103	98	91	85
保育所	140	91	87	82	75	69
地域型保育施設	12	17	16	16	16	16
過不足 (A - B)	19	0	0	0	0	0

⑥ 0～2歳の保育利用率

0～2歳の各年度の推計児童人口に占める量の見込みの割合を算出しています。

(単位：人)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	確保方策	A	22	22	20	20	19
1～2歳	確保方策	B	108	105	99	92	86
0～2歳児	推計児童数	C	240	230	215	202	189
保育利用率	(A+B)÷C		54.2	55.2	55.3	55.4	55.6

⑦ 3～5歳の保育利用率

3～5歳の各年度の推計児童人口に占める量の見込みの割合を算出しています。

(単位：人)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～5歳児	確保方策	A	422	418	418	418	418
3～5歳児	推計児童数	B	272	249	232	226	217
保育利用率	A÷B		155.1	167.9	180.2	185.0	192.6

⑧ 待機児童数の推移

平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年	
4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
0	6	13	17	26	31	2	7	1	6

1 - (3) 地域型保育給付の充実

地域型保育は、市町村による認可事業です。0～2歳児を対象とした定員19人以下の施設で、小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育、事業所内保育が該当事業となります。

現在、涌谷町では小規模保育事業1事業者が認可されています。今後も事業の周知に努め、新たな参入を検討する事業者を支援します。

(単位：事業所)

認可区分	町内の事業者数	町内の定員総数
小規模保育事業	1	19
家庭的保育事業	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0
事業所内保育事業	0	0

令和2年3月31日現在

1 - (4) 教育・保育の確保方策の今後の方向性

第1部1-(1)「人口・世帯数の推移」から、前回策定時の平成27年に比べて人口の減少、核家族化が進んでいることが分かります。また、アンケート結果からは、未就学児の母親の67.8%が就労しており、現在無職の母親の就職希望は、8割に上っていることから、保育のニーズが高まっていることが伺えます。

一方、育児休業の取得については、未就学児で36.7%（前回36.7%）、小学生で27.9%（前回25.1%）となっており、前回と比して横ばいとなっています。

これまでの取組において、0～2歳児の保育ニーズに対しては、「涌谷保育園の0歳児の受け入れの増」、「さくらんぼこども園の3歳未満児の受入れ増」、「小規模保育所（涌谷修紅幼稚舎）の認可」により確保方策が大きく前進しました。

今後は、更にニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて家庭的保育事業の導入等によるきめ細かな保育体制の整備を検討していきます。

3～5歳児の保育のニーズに対しては、涌谷保育園に加え、平成30年度から町内各幼稚園で預かり保育の拡充と、平成30年度からのさくらんぼこども園幼稚園部の預かり保育の整備により、確保ができています。

このことは、アンケート結果からも、幼児教育（3～5歳児）を選択する際に重視することは、「居住地に近いこと」、「就学予定の小学校通学区内であること」が多くなっており、ニーズに合っていることが確認できます。今後も、町内教育・保育施設連携の上、各幼稚園へのスムーズな移行を支援するとともに、各幼稚園での預かり保育体制の充実に努めます。

さらに、これらの教育・保育事業を支える幼稚園教諭、保育士の不足が懸念される状況が続いています。安定した運営を続けるため、保育士等の処遇改善を図るとともに、魅力ある教育・保育施設を目指し、体制を整えていきます。

今後は、第3部の人口推計から町の出生数の減、年少人口の減少が見込まれることから、就労希望の増による保育所、預かり保育のニーズの増加、育児休業制度の普及を勘案しても、全体としては、量の見込みが減少していくと推計しています。

将来的に町の教育ビジョンに添った小学校、中学校の適正規模適正配置計画策定に併せ、幼児教育・保育施設についても検討していく必要があります。

1 - (5) 地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て新制度において13の事業が定められています。それぞれのニーズ量の見込みと確保対策を立てて、事業の実施や加減について検討しています。

① 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報収集を行うとともに、子どもや保護者からの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

▼量の見込みと確保方策

(単位：か所)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1	3	3	3	3	3
確保方策 (B)	1	3	3	3	3	3
過不足 (A - B)	0	0	0	0	0	0

■ 確保の方策

令和2年度からは健康課において「母子保健型利用者支援事業」を、さくらんぼこども園で「特定型利用者支援事業」を実施する予定です。

そのほか、涌谷町教育総務課・健康課・福祉課・町内各幼稚園・涌谷保育園子育て支援センター等において、町の事業の利用相談に応じています。今後も引き続き情報提供や相談支援を継続することとします。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人回/年)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	8,568	1,075	1,030	959	901	842
確保方策 (B)	3,504	1,075	1,030	959	901	842
過不足 (A - B)	△5,064	0	0	0	0	0

■確保の方策

涌谷町では、社会福祉法人涌谷みぎわ会涌谷保育園子育て支援センター、涌谷町立さくらんぼこども園なかよしルームと町内2か所で事業を実施しています。

現在は平日のみの開催で、フルタイム就労家庭の参加が難しい状況であり、今後は土日開催等の検討も必要です。3歳以上児の多数は何らかの施設サービスを受けており、子育ての孤立が懸念される0～2歳児の保護者への関わりが必要であると考えます。

今後も事業を継続しながら、町内で同様の事業に取り組んでいる他団体と連携を図ります。

③ 妊婦健診

妊娠届の提出時に母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査の受診票を配布し、14回分の妊婦健診(基本診察、貧血検査、尿検査等)の費用を助成する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

(単位 上段：人 下段：健診回数)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	104 1,456	87 1,218	84 1,176	75 1,050	72 1,008	69 966
確保方策 (B)	104 1,456	87 1,218	84 1,176	75 1,050	72 1,008	69 966
過不足 (A - B)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

■確保の方策

母子健康手帳交付の際に、保健師から妊婦健診の重要性を説明し、今後も受診を促進していきます。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師や看護師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。また、産後の健康相談や育児相談等も行います。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	90	77	74	66	64	61
確保方策 (B)	90	77	74	66	64	61
過不足 (A - B)	0	0	0	0	0	0

■ 確保の方策

健康課で実施しており、産後様々な悩みを抱えている親を早期発見する、実績のある事業です。問題・課題のある家庭が孤立しないよう支援していくきっかけとなる大切な事業と捉えており、福祉課とも情報を共有しながら、事業を継続していきます。

⑤ - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その家庭を訪問し養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	80	67	64	61	58	56
確保方策 (B)	80	67	64	61	58	56
過不足 (A - B)	0	0	0	0	0	00

■ 確保の方策

母子手帳交付時や乳児家庭全戸訪問事業等で見つかった養育支援が必要な家庭に対し、保健師や支援員が訪問・助言等で関わることで、精神的な負担を軽減し適切な養育の実施が確保できるよう努めています。児童虐待予防の観点からも重要な事業であり、人材の確保に努め、今後も事業を継続していきます。

⑤-2 子どもを守るための地域ネットワーク支援事業

市町村が児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的として設置する「要保護児童対策協議会（要対協）」の機能強化のため、調整機関職員や構成する関係機関の専門性強化と、連携強化を図る事業です。

■ 確保の方策

個別のケースに対応する検討会議を開催し、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応に努めるとともに、代表者による連絡会議、担当者を対象とする研修等を適宜開催し、連携と専門性の強化を図ります。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。事業には、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

▼ 量の見込みと確保の方策

（単位：人日）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	16	15	14	13	13
確保方策（B）	0	0	0	0	0	0
過不足（A－B）	0	△16	△15	△14	△13	△13

■ 確保の方策

アンケートの結果からは0～5歳までの児童全体で年間15日程度の利用が見込まれていますが、涌谷町では実施していない事業です。

ショートステイ事業については、保育士や里親等が必要ですが、確保が困難な状況です。トワイライトステイ事業については、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等との連携による対応を検討していきます。

今後は、家庭の状況に応じて、児童養護施設担当課である涌谷町福祉課が県北部児童相談所等と連携を図り、養育困難な家庭に支援を実施する体制を継続していきます。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

安心して子育てができる環境づくりと児童福祉の向上を目的に、利用会員と協力会員がそれぞれ会員登録し、お互いに信頼関係を築きながら、子どもを預けたり、子どもを預かったり地域で子育てを支えあう相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人日)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	50	320	320	320	320	320
確保方策 (B)	50	320	320	320	320	320
過不足 (A - B)	0	0	0	0	0	0

■確保の方策

養育環境の社会的な変化に伴い、家庭や親戚のみならず、地域や町で子育てをサポートしていく必要があると考え、平成31年度から「わくや地域子育て応援団」として本格的に事業を実施しています。今後も継続していくと同時に、町民の力による事業運営ができるよう働きかけていきます。

⑧ 一時預かり事業 (幼稚園型を除く)

主として保育所・幼稚園等に在籍していない乳幼児を家庭で保育することが一時的に困難となった場合に、保育所やその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。主として昼間に実施するものです。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人日)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	3,985	674	626	576	548	516
確保方策 (B)	0	0	0	0	0	0
過不足 (A - B)	△3,985	△674	△626	△576	△548	△516

■確保の方策

量は見込まれるものの、現状の保育施設や人員体制では実施が難しい事業です。利用希望者にはファミリー・サポート・センター事業の活用を促しながら、実施を目指していきます。

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外に保育園や認定こども園で保育を実施する事業です。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人日)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	83	11	10	9	9	9
確保方策 (B)	83	0	0	0	0	0
過不足 (A - B)	0	△11	△10	△9	△9	△9

■確保の方策

涌谷町では、涌谷町立さくらんぼこども園、涌谷保育園、涌谷修紅幼稚園の3保育所で、18時から18時30分までの30分間の延長保育を実施しており、上表は18時30分以降を希望している人数の見込みです。

保育士の確保等の運営体制整備が必要であることから、18時30分以降の保育や、休日の保育については実施していませんが、就労状況や幼児の家庭環境を把握しながら現在の事業を継続していきます。

⑩ 病児・病後児保育事業

保護者の就労等で子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等で病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応及び病気の児童の自宅に訪問する事業です。

病児・病後児を病院・保育所等の専用スペース等で一時的に保育する「病児対応型・病後児対応型」、保育中の体調不良児に対し緊急的に対応する「体調不良児対応型」、看護師等が病児・病後児の自宅で一時的に保育する「非施設型（訪問型）」に分けられます。

▼量の見込みと確保の方策

(単位：人日)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1,329	2,324	2,174	2,022	1,937	1,838
確保方策 (B)	0	0	0	0	0	0
過不足 (A - B)	△1,329	△2,324	△2,174	△2,022	△1,937	△1,838

■確保の方策

量は見込まれますが、現在、涌谷町内には病児対応型・病後児対応型の実施可能な施設が無いことから、事業の実施に当たっては整備が必要です。また、体調不良児対応型・非施設型（訪問型）は、事業に従事する人材の確保が必要なことから、実施に当たっては十分な検討と準備を行い、提供体制の確保を検討します。

⑪ - 1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性・社会性・創造性の向上、基本的な生活習慣の確立と健全な育成を図る事業です。

▼量の見込みと確保の方策

（単位：人）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	238	202	199	191	176	166
1～3年生	195	146	144	133	121	111
4～6年生	43	56	55	58	55	55
確保方策（B）	238	227	227	227	227	227
過不足（A－B）	0	25	28	36	51	61
放課後こども教室を一体、連携型として実施（単位：クラブ）	4	3	3	3	3	3

■確保の方策

令和2年度から、旧八雲学童クラブ・旧涌一小学童クラブを統合しわくわくスマイル児童クラブが開所します。他2クラブで定員超過した場合はこの新児童クラブを活用することで、全児童クラブで6年生までの保育を実施します。

⑪ - 2 放課後こども教室

放課後や長期休業中に小学校の余裕教室を活用して、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施することにより、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる子どもたちの環境づくりを目指しています。町内全校で実施しており、主な活動内容は、運営スタッフが企画した遊びや体験活動や、宿題の見守り、自由遊び、図書室でのスタッフ補助を行っています。

今後は施設の整備を進めるとともに、全小学校での一体型の実施を進めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等から、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■ 量の見込みと確保の方策

(単位：人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	25	46	46	46	46	46
確保方策 (B)	25	46	46	46	46	46
過不足 (A - B)	0	0	0	0	0	0

■ 確保の方策

生活保護等低所得世帯を対象に、教材費・行事費等について助成しており、今後も事業を継続し、対象となる世帯の児童への支援を図ります。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子育て支援拠点事業の拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ態勢を構築し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

■ 量の見込みと確保の方策

(単位：事業所)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)	1	0	0	0	0	0
確保方策 (B)	1	0	0	0	0	0
過不足 (A - B)	0	0	0	0	0	0

■ 確保の方策

平成31年度は小規模保育事業所として開所した涌谷修紅幼稚園への支援を行いました。今後も民間事業者等の新規参入の促進に対して、手段を検討・実施していきます。

1 - (6) 地域子ども・子育て支援事業の今後の方向性

核家族化に伴い、子育ての孤立化が社会問題となっています。涌谷町においても核家族化が進み、アンケートからも子育てに何らかの手助けが欲しい保護者が多いことが伺えます。

幼児教育・保育事業の利用は、前回より増加しているものの「育児休業中」や、「一定の期間は子育てや育児に専念したい」と家庭で育児を行っている家庭も一定数あります。

また、子育ての比重について、「子どもが病気の時に休む割合」や、「育児休業の取得割合」から、母親に比重が大きく、一方、父親は就労の比重が大きいたことが伺えます。また、共働き世帯では、父親に就労と子育ての両方の比重が大きいかかっていると推察されます。

さらに、祖父母がいても身体的、精神的負担を心配し、預けることを心苦しいと感じている保護者も多くなっています。

これらのことから、幼児教育・保育事業の整備だけではなく、より細かな単位での子育て支援も必要になっています。

“孤育て”を防ぎ、親子がストレスを溜めないよう、気軽に相談したり、リフレッシュのために子どもを預けたり、地域での見守りや助け合い等の、親子が安心して過ごせる居場所が必要と考えます。

そのために、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業（「わくや地域子育て応援団」）のより利用しやすい体制の整備や、一時預かり事業（在園児以外）の早期実施、子育てサロンの様な居場所の整備が望まれています。

また、生まれる前からの子育てを包括的に支援する「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期や出産後の不安や子育てのストレスの緩和について、よりきめ細かに支援していく体制を整えます。

これからもニーズを把握し、必要な社会資源の整備を図るとともに、地域の力を引き出しながら、子育てを支援する町民意識の醸成に努めていきます。

1 - (7) 幼児期の教育・保育の質の向上

① 質の高い、幼児教育・保育の提供

涌谷町には、私立の保育所が2か所、町立の幼保一元化施設が1か所、公立の幼稚園が3か所あります。

幼児教育は、子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うために重要なものであると捉えており、今後も、保育士や幼稚園教諭の人材確保に努め、質の高い教育・保育を提供していく体制を整えていきます。

また、保育士や幼稚園教諭一人ひとりの資質・能力の向上を目指すため、職員の合同研修等を実施し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めていきます。

さらに、民間の保育所等とも連携し、町内全域での質の高い教育・保育の提供に努めます。

② 幼稚園・保育所と小学校との連携の推進

幼稚園及び保育所において幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校への円滑な接続に努めていく必要があるため、職員の意見交換や交流を通じて、幼稚園、保育所、小学校との連携を図っていきます。

2 特に配慮が必要な家庭への支援を目指して

2 - (1) 児童虐待防止事業の充実

児童虐待は、子どもの心と身体に深い傷を残します。健やかな成長や人格の形成に大きな影響を与えるだけでなく、次の世代に引き継がれてしまうことで、将来、更に深刻な問題へと拡大するおそれがあります。

このような児童虐待の根を絶ち、次代を担う子どもたちが安心して健やかに成長できる社会を形作るためには、行政と関係機関・団体の連携はもちろん、家庭や地域住民の互いの協力と積極的な取組が不可欠です。

福祉課に、「涌谷町虐待防止等対策連絡協議会」を設置し、代表者会議、実務者会議や要保護児童個別ケース検討会議を開催して対応しています。

取り組みと今後の方向

① 児童虐待の予防、早期発見の徹底

乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施に加え、町、幼稚園・保育所等の教育保育施設、学校、地域関係団体、医療機関、民生委員児童委員、警察等との連携強化を図ります。同時に、地域住民からの情報を受けやすい環境を整え、ネットワーク化を図り、児童虐待の予防や早期発見に努めます。

また、児童虐待についての講座の開催や広報等による情報提供を行い、「町の子どもは町で守り育てる」という、地域ぐるみの意識向上を図るとともに、児童相談所全国共通ダイヤルである「189（いちはやく）」の周知を図ります。

② 虐待防止等対策連絡協議会との連携強化による事業推進

虐待防止等対策連絡協議会と、児童虐待による要保護児童に対する細やかな支援と情報共有のために連携を強化します。

2 - (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭は育児・家事と就労の両立が困難な場合もあり、また、気軽に相談できる相手が少なく孤立しやすい面があることから、支援施策は不可欠です。今後も、下記の経済的支援や就業支援施策等の周知・広報を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。

取り組み	今後の方向
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定及び自立の促進と、子どもの福祉の増進を図ることを目的とする制度で、今後も対象者への制度周知の徹底に加え、必要に応じて個人面接等を実施し、自立への支援を継続して実施します。
母子・父子家庭医療費助成制度の実施	ひとり親家庭等が受診した場合にかかる医療費の一部負担金の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。福祉の増進を図ることを目的とした制度であり、今後も対象者への制度周知の徹底を行っていきます。
ひとり親家庭等への各種情報提供と相談の充実	町の情報に加え、県発行の「ひとり親家庭支援ほっとブック」発行時の案内等を行い、経済面や育児等で悩みや不安がある場合に関係機関に相談できることを継続的に情報発信し、相談体制を充実します。
ひとり親家庭等自立促進対策事業	ひとり親家庭の親に対し、就業支援や自立支援給付金の給付、弁護士による無料法律相談等を行う県の事業で、子育てをしながら自立した生活ができるよう支援します。
ひとり親家庭支援員設置事業	北部保健福祉事務所に配置のひとり親家庭支援員が、ひとり親家庭及び寡婦の相談に応じ、自立に必要な指導助言等を行う県の事業です。
母子父子家庭福祉対策資金貸付事業の実施	母子・父子家庭へ生活に必要な資金を無利子で貸し付けを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対し、無利子または低利で資金の貸付を行う県の事業で、経済的自立や生活の安定、扶養している児童の福祉向上を図ります。
母子父子家庭福祉対策資金貸付事業の実施	母子父子家庭へ、生活に必要な資金を無利子で貸付けを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。

2 - (3) 特別支援乳幼児等への支援体制整備

近年、特別な支援を必要とする児童が増えており、その特性に応じた対策が求められています。現在、健康課・福祉課等との連携により、特別な支援を必要とする乳幼児の早期発見やその後の発達に合わせた支援体制を整備しており、今後も継続していきます。

取り組み	今後の方向
保育士・教諭等の研修促進	特別な支援が必要な児童の療育、成長への支援、教育にあたり、障がい特性を理解した適切な相談支援や療育指導ができる保育士・教諭等の人材を養成し、よりよい環境の支援体制を整備します。
教育・保育施設、学校と健康福祉部門との連携強化	発育やコミュニケーションに心配のある児童生徒が適正な療育・就学を進められるよう、乳幼児全戸訪問及び健康診断等で、特別な支援を必要とする乳幼児を早期発見に努めます。健康課と福祉課等で連携し、発達に合わせた支援体制を図り、家族の負担を軽減するための相談・指導体制を今後も充実します。
教育・保育施設への看護職員の配置	さくらんぼこども園に看護職員の配置をしており、今後も継続できるよう人員の確保に努めます。

2 - (4) 家庭の経済状況によらない、子どもの将来の希望の実現

すべての子どもが、生まれ育った家庭の経済社会状況や環境に関わらず、健康で文化的な生活を送り、未来への希望を持ち実現していくことが望まれます。

貧困の連鎖を断ち切るには、様々な支援が必要ですが、令和2年度の国における「全国子どもの貧困調査」の結果を受けて、当町の状況を把握、分析し、今後の施策を検討していきます。

取り組み	今後の方向
宮城県の「放課後学習サポート事業」の実施	子ども家庭総合支援拠点において、支援が必要な子ども達への学習支援事業への繋ぎを行っており、また、家庭で送迎のできない子どものために「わくや子育て応援団（ファミリー・サポート・センター事業）」による送迎支援も行っています。今後も、利用しやすい体制を整備していきます。
子ども食堂の普及	単に食の提供だけでなく、「食を通じた地域のつながり」、「子どもたちの見守り機能の強化」、「その子にとっての頼れる大人との出会い」を目指し、最も身近な各自治会等での自主的な運営を推進していきます。

3 「みんなで育てようわくやっ子！」を目指して

3 - (1) 協働による子育て支援推進

子育ては家庭や学校だけではなく、地域の子どもたちをみんなで育てていくという意識を広げるよう、子育て支援の啓発に努めます。

涌谷町では、積極的な子育てサークルが活動されており、子育て中の保護者のよりどころとなっています。これらの大きな力に後押しされ、「みんなで育てよう、わくやっ子！」の機運が高まっていくことが期待されます。

取り組み	今後の方向
子育て支援ワーキンググループの育成や行政区長ほか地域住民による支援体制強化	身近で手軽な子育て支援活動を町民が自ら考え実施できるよう、町から情報提供等をして、推進します。
子育てサークル、子育てボランティアとの連携	子育てサークルや、ボランティア組織と連携し、協力を得ながら、一時保育やわくや地域子育て応援団、学童保育、放課後子ども教室等への支援体制づくりを推進します。

3 - (2) 子育て情報の発信

子どもを産み、育てるために、様々な制度やサービスがあります。しかし、必要な時に必要な情報を得られなければ支援にはつながりません。涌谷町では、子育てや子どもの成長を自分たちの喜びとして感じ、子ども達がいきいきと幸せに育っていくことを願い「涌谷町子育て支援ガイドブック（みんなで育てようわくやっ子）」を発行するとともに、広報やホームページ等で情報発信をしています。

今後、行政サービスのほか、地域で活動している各団体等と連携を図り地域の子育て情報等、これまでの広報やホームページのほかスマートフォンのアプリ機能やSNS等多様な媒体を活用し、ホットな子育て支援情報の発信に努めます。

取り組み	今後の方向
涌谷町子育て支援ガイドブック（みんなで育てようわくやっ子）の改訂・発行	結婚が決まったら、妊娠、出産、育児、入園、入学等必要な時期に必要な制度やサービスの情報を紙面のほかパソコンやスマートフォンアプリ、QRコードの活用等、手軽に情報が得られる工夫をしていきます。
多様な媒体での情報発信	ホームページや広報のほか、SNSやスマートフォンアプリの活用等、多様な媒体でホットな情報発信をすすめます。
子育てサークル、子育てボランティアとの連携	イベント情報や活動内容等、地域の情報を相互発信できるよう各サークルや団体等と連携を図っていきます。

3 - (3) ワーク・ライフ・バランスによる子育てと仕事の両立支援

女性の社会進出が進み、共働き世帯が増えています。母親の育児負担の軽減のためには、父親や家族の子育てへの参加も重要になります。

また、子育てにおいて、男女が協力し合い、子育ての喜びを分かち合うという考え方を、学校、企業、地域等と連携し、子育て世代や若い世代に伝えていく取組も必要です。

社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を目指していますが、「職場での育児休業制度が取りにくい環境」や「制度自体がない」、「子どもが病気の時でも休みにくい」等の意見もあり、働きやすい環境づくりの整備は今後も継続が必要です。

また、出産や子育てによって、退職せざるを得ない母親が多いことが課題となっています。子どもが大きくなってから就労したいとの希望も多く、一時預かりや放課後児童クラブの充実が強く望まれています。

今後は、多様な子育て支援体制を整備するとともに、仕事と家庭を両立できるよう、企業や事業主に対して啓発と協力要請を行い、就労の相談や情報提供等の必要なサポート体制の充実を図ります。

取り組み	今後の方向
ワーク・ライフ・バランスを浸透させる教育の推進	子育てに関し、家庭内で連携協力体制が築けるよう、町、幼稚園・保育所等の教育保育施設、学校、企業、地域関係団体と協力し支援します。
子育てに関する研究会・シンポジウムの参加勧奨	地元企業や地域の関係団体に対し、子育てと仕事の両立支援に関する各種研修会やシンポジウム等への参加を促し、「子育ての社会化」の機運が醸成されるよう努めます。
育児休業制度や子育て休暇（急な発熱時や授業参観時等）支援体制強化	地元企業や地域の関係団体に対し、出産後の育児休業制度の取得や、急な発熱時や授業参観時等の子育て休暇に協力的な職場環境づくりを呼び掛けます。
ハローワークと連携した職業紹介事業の充実	子育てしながら働ける仕事についての情報提供を継続的に実施します。
求職中保護者の保育所利用	求職中の保護者が求職活動ができるよう、一定の期間、子どもを保育所で預かり、就業の支援をします。

4 妊娠期から切れ目のない子育て支援を目指して

4 - (1) 子育て世代包括支援センターによる支援

妊娠期には心身の不調を感じる妊産婦も多いことから、涌谷町では、町民医療福祉センター基本理念「健やかに生まれ」に基づき、母子手帳交付時には、妊産婦に寄り添いながら面接による状況把握をしています。また、出産直後には母子の健康状況把握とケアを目的に新生児訪問を行い、さらに、養育支援訪問や日々の相談を通じて、すべての乳幼児期にある子育て家庭と会う機会を設け、きめ細やかな支援に努めています。

また、乳幼児健診では、子どもの成長発達の状況を確認し、疾病予防や早期発見、保健指導等を実施しています。

今後も、妊産婦や子育て中の保護者に寄り添いながら、一人ひとりの想いを大切し、きめ細かな支援を体系的に実施するため、子育て世代包括支援センターを設置し、他部門との連携強化による切れ目のない子育て支援の充実を図っていきます。

取り組み	今後の方向
母子手帳交付時の状況把握充実	I C Tを導入して、妊娠期からの記録の効率化を図るとともに、虐待、精神、発達支援等の部門との情報共有を図ります。
各種乳幼児健診の充実 ・育児相談の充実 ・発達相談事業の充実 ・個別支援の充実	新生児訪問指導、4か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診の各種健診と発達相談や個別支援を行っています。今後も子どもと保護者に対してきめ細やかなサポートができるよう、関係者・関係機関と情報共有・連携し、支援を受けやすい体制づくりを強化します。
父親や祖父母が育児を学ぶセミナー等の開催	母親だけに育児の負担がかからないよう、父親や祖父母が育児を学ぶセミナー等の開催を町、幼稚園・保育所等の教育保育施設、学校、地域関係団体と協力し実施します。
家庭教育の充実強化	家庭内での教育力を高めるため、学習機会の場を提供します。また、父親の育児負担の増加による、ストレスの緩和となるような講座も実施していきます。
子育てに関する研究会・シンポジウムの参加勧奨	地元企業や地域の関係団体に対し、子育てと仕事の両立支援に関する各種研修会やシンポジウム等への参加を促し、「子育ての社会化」の機運が醸成されるよう努めます。

4 - (2) 子ども家庭総合支援拠点の充実

涌谷町では、平成29年度から「涌谷町子ども家庭総合支援拠点(以下、総合支援拠点という。)」を設置し、町内の様々な関係機関とのネットワークを構築して、より専門的に、それぞれの家庭の子育て力に応じた支援に向けて取り組んでいます。

総合支援拠点では「全ての子どもとその家庭への支援」として、子育てについての各種相談に応じ、その内容に応じた関係機関の紹介や繋ぎ、対応を行っています。また、児童虐待予防の啓発、要保護児童対策地域協議会の調整担機関も担い、関係機関と連携・協働を図りながら、児童虐待予防啓発や支援、早期発見・早期対応、危機介入等も実施しています。さらに、一人ひとりの子どもの命と心を守り、保護者とつながることで孤立感を緩和しながら親としての育ちを促進し、安心安全な家庭における愛着形成を育む環境づくりに向けて取り組みます。

今後は、さらにネットワークを広げるため、新設予定の子育て世代包括支援センターとの連携を密にするとともに、外部関係機関との協力体制を強化し、切れ目のない支援体制の構築及び支援の充実を図ります。

4 - (3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの健全育成を図るために、児童手当や子ども医療費助成、各種手当等の事業を実施しており、今後も、事業を継続するとともに、普及促進や啓発を行い、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。

取り組み	今後の方向
児童手当の支給	次代を担う子どもの健やかな育ちを、社会全体で応援する制度です。中学校修了前の子どもを養育し、主に生計の中心となっている保護者に支給します。(所得制限あり) 申請漏れや手続きの不備がないよう周知徹底を図ります。
子ども(乳幼児)医療費助成制度の継続	高校修了前の子どもまで支給対象年齢を拡充し、さらに、所得制限を撤廃し保護者の負担軽減を図っています。今後は、事業維持のために制度の在り方を検討していきます。
就学援助制度の利用促進	経済的な理由によって就学が困難と認められる子どもの保護者に対して、学用品費や給食費等の就学する上で必要な経費の一部を援助する制度です。今後も制度の周知徹底を図ります。